

架空請求のはがきにご注意ください！

相談事例



「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたはがきが妻宛てに届いた。「利用した会社から契約不履行による訴状が提出された。」と書かれており、取り下げ期日が翌日になっていたので慌てて電話をした。電話に出た担当者から弁護士を紹介され、「その弁護士に取り下げ料を払うように。」と指示された。コンビニに行って支払うよう言われたが、怪しいと思った。覚えがないが、払わなければならないだろうか。

アドバイス

- 正式な裁判手続の通知がはがきで届くことはありません。
- はがきに書かれている連絡先に連絡をしてしまうと、相手とのやり取りの中で自分の個人情報を知ってしまい、さらに金銭を請求される恐れがあるため、相手にしないでください。
- 「コンビニに行って支払うように。」と指示されるケースが多く見られます。「コンビニでプリペイドカードを購入し、書かれているカード番号を教えるように。」などと指示された場合は、不審な取引の可能性があるため決して応じてはいけません。

ポイント

- 1 具体的な請求内容が書かれていないはがきは、架空請求の可能性が高いです。身に覚えがなければ、相手にせずに無視をしましょう。
- 2 こちらから連絡をするとあなたの個人情報を相手に教えることになります。絶対に連絡をしないでください。
- 3 消費生活総合センターに相談しましょう。
困ったときは、速やかに京都市消費生活総合センター（075-256-0800）にご相談ください。
※京都市以外に住んでいる方は、地域の消費生活センターまたは消費者ホットライン（188）にご相談ください。

公益社団法人京都不動産研究協会との共催による「不動産無料相談会」のご案内

弁護士、不動産鑑定士等が、不動産に関する相談に総合的にお答えします。

相談日	場所	相談時間
平成30年 9 月 7 日(金)	消費生活総合センター	10時～正午, 13時～16時 (受付9時半～15時半)
平成30年11月 9 日(金)	ひと・まち交流館 京都	
平成31年 2 月 8 日(金)	ひと・まち交流館 京都	予約不要